

(設置)

第1条 豊かな自然とのふれあいの中で健全なレクリエーションの場を提供するとともに、地域の活性化を図るため、音水湖カヌー競技場(以下「競技場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------|------------------|
| 音水湖カヌー競技場 | 宍粟市波賀町引原328番26地先 |

(管理及び運営)

第3条 市長は、競技場を常に良好な状態にあるように管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するように努めなければならない。

(営業期間及び利用時間)

第4条 競技場の営業期間及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に営業し、若しくは休業し、又は湖面利用以外のものに限り利用時間を延長し、若しくは日の出から日没までの間で利用時間を短縮することができる。

(1) 営業期間 3月1日から12月31日まで

(2) 利用時間 日の出から日没まで

(利用の許可)

第5条 競技場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に、競技場の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(許可の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 公共の秩序及び風紀を乱し、又はその他公益を害するおそれがあるとき。

(2) 競技場を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 市長の指示に従わないとき。

(4) 前条第2項の条件に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、競技場の管理上支障があるとき。

(利用許可の変更)

第7条 第5条の規定により競技場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可を受けた事項を変更し、又は利用を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第8条 利用者は、市長に競技場の利用に係る料金(以下「使用料」という。)を納めなければならない。

2 競技場の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、当該使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付等)

第10条 市が、既に収入として収受した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により、第7条の規定による変更、中止の承認を受けた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

2 市長が、第6条の規定に基づき許可を取り消した場合において、利用者が被る損害については、市は一切賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第11条 競技場の管理は、宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年宍粟市条例第15号)の定めるところにより、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、前条までの規定中「市長」及び「市」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、第4条、第8条第2項及び第9条に規定する部分については、市長の承認を得なければならない。

4 第1項の場合において、利用料金については、指定管理者に収受させる。
(指定管理者の業務の範囲)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条に掲げる設置目的のために必要な業務
- (2) 競技場の利用許可に関する業務
- (3) 競技場の維持管理に関する業務
- (4) 利用料金の収受に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(利用料金への読み替え)

第13条 第11条の規定に基づき、競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、第8条以降の条項及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第2項中「別表に定めるとおり」とあるのは「別表に定める額の範囲内で市長が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と読み替えるものとする。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、競技場の利用が終わったとき、又は第6条各号の規定により利用を取り消されたときは、直ちに競技場を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により施設及び設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月5日条例第14号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月19日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例により改正するそれぞれの条例の規定による施設の利用のうち、施行日の前日から施行日にかけてするものの、当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月18日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例により改正するそれぞれの条例の規定による施設の利用のうち、施行日の前日から施行日にかけてするものの、当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

(令8条例11・一部改正)

| 施設の種類 | 利用区分 | 利用単位 | 使用料 |
|--------------|------|------|--------|
| カヌー艇(1人乗り) | 1艇 | 1時間 | 650円 |
| カヌー艇(2人乗り) | 1艇 | 1時間 | 800円 |
| カヌー艇(4人乗り) | 1艇 | 1時間 | 1,100円 |
| パドル・ライフジャケット | 1組 | 1時間 | 150円 |
| 競技用備品 | 1式 | 1回 | 5,000円 |
| 多目的室 | 1室 | 1時間 | 450円 |
| 和室 | 1室 | 1時間 | 300円 |
| ミーティングルーム | 1室 | 1時間 | 300円 |
| シャワー室 | 1室 | 1回 | 300円 |

備考 競技用備品については、1回の利用につき最大3日間利用できるものとする。